

船員災害防止計画

船員災害防止計画とは

- 船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和42年法律第61号)の規定により、国土交通大臣は、5年ごとに船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画を作成し、基本計画の実施を図るため、毎年、船員災害防止実施計画を作成しなければならないとされている。

第11次船員災害防止基本計画(平成30年度～令和4年度)

船員災害の減少目標

	死傷災害	疾 病
貨物船等	14%減	14%減
漁 船	11%減	11%減
合 計	16%減	13%減

(前計画期間からの平均発生率の減少目標)

主要な対策

- 作業時を中心とした死傷災害防止対策
- 海中転落・海難による死亡災害防止対策
- 漁船における死傷災害対策
- 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病防止対策
- 生活習慣病等の疾病防止対策
- パワーハラスメント防止とメンタルヘルスの確保

令和3年度船員災害防止実施計画

船員災害の減少目標

	死傷災害	疾 病
貨物船等	2%減	9%減
漁 船	7%減	4%減
合 計	5%減	7%減

(令和2年度減少目標)

	死傷災害	疾 病
貨物船等	2%減	6%減
漁 船	7%減	4%減
合 計	5%減	6%減

安全衛生管理体制の整備とその活動の推進

- 船内における安全衛生管理体制の構築及び推進
→ 船内労働安全衛生マネジメントシステムや船内向け自主改善活動(W I B)の導入を推進

- IoT技術を活用した遠隔医療の活用の検討
→ 「船員の健康確保に向けて」の内容を踏まえ、実証実験による知見などを通じて、具体的な実施方法等について検討

船内の居住環境・作業環境の整備・改善

- 労働時間・労働負荷の軽減
→ 「船員の働き方改革の実現に向けて」や「船員の健康確保に向けて」を踏まえ、適正な労働時間の管理や過重労働対策の具体的方策について検討

重点を置くべき船員災害の種類に対応した取組

- 最新の事故事例に対応した防止対策の打ちだしと、船員労働安全衛生月間における指導等への反映
→ 多発する「転倒」、「はさまれ」、「墜落・転落」、「飛来・落下」、「漁ろう作業時の災害」への対策
- 海中転落・海難による死亡災害防止対策
→ 作業用救命衣等の保護具の着用推進
・乗下船時等の海中転落対策
・無理な作業による海難の防止
- 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病対策
→ 50歳以上の中高年船員の死傷災害及び疾病防止対策
- 生活習慣病等の疾病防止対策
→ 生活習慣病の予防対策
・船内での供食を通じた生活習慣病の予防
・新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウィルス等の感染症予防対策 等
- パワーハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保
→ 国による指針や制度の周知、事業者及び船員による理解促進、相談窓口の設置、社内研修の実施 等
→ ストレスチェック活用によるセルフケア、「船員の健康確保に向けて」を踏まえ、メンタルヘルス対策の具体的手法の検討 等
- 受動喫煙防止対策
→ 船員の健康管理の向上のため、陸上の取組みを参考とした船員の受動喫煙防止対策の推進

※下線部は2年度からの変更箇所